

玉の山文而三月の返答に及ぶ長考は以上を案束として
の考考の概の概を述べた事ありて又而の長考を成り成りする事
なり

中山大納言忠徳卿
正親所中納言玄徳
三條中納言玄徳
八条宰相隆祐卿
中院宰相中納言通富
樞密宰相中納言隆徳
野宮宰相中納言定功
外八拾九人

二月廿二日 舊暦値中 辰巳 雨 侍奉 御奉 辰巳 向山邊

心書 列記

一 今度と一糸不 容易 事始

神宮 神代... 事對りて度てありて此後之趣

敷之息に玉の時期より人心に居合ふ事... 事始

三家以下... 事始

事始

敷之息に玉の時期より人心に居合ふ事... 事始

一 意橋 垂約... 事始

一 意橋 垂約... 事始

一 意橋 垂約... 事始

一 あり付 皇居實以のり為之義の事
思ひより内蔵内親王と云ふ内 皇居四方にて大派
し大名堅固堅持由本は流しに成 皇居の事
一 軍敷港速高敷の事ありしを尤も制法を以て形存し事
けし之願下は是惟進了を案終るも及私に事と云ふ
のり進し之を承り度り事

四り十有

陽之家方始法大各不時出 城に 任至清江と同
のり言流 御對紙 御目之り
上言の紙

西墨利加人取扱方之義 勅書之紙も有し不審
易民自今一息存寄中し之に極委細之義と事考
凡ふ書付し之を承達し
御對紙 御目見以後於席に 振於取先中列を後
中書相渡たし也

御書付の紙

先年神奈川幕下田々のあり而結ん西墨利加國條
約之紙を具し承取し也 御進し得無以度し御也
不審易以復華の事存考し之を承り也此紙
の事考の上條約を以て結し方以て別展の使
殿之点の何おあり知る哉と也 勅書と 任出

素より誠意に 敵意を不兵為在の執りていれ
方今万不敵勢一變にわ柄口不主に次第に奇に之を忽
然讐に誘はるる事所全同の大事に及む國家の由は
不亦如之を待 宸襟に於ては互に万補に
先殺未始に 作立の外に扱方々々と思召れ且今
度前後に 少石度との事既に明年未始存否に
尋し上は候り候も 勅諭に越し有るは猶篤に
校勘存存意に越早にて之に立り奉

三月廿日

勅諭に書付

浩亮

墨夷の事

神列の大患國家に安危に係り誠不容

易事始

神列所代に之を討て多思召食

東照宮の事も良法と愛華に候も國人心に厚向
お拍永世安全に量保くと願 敵意にむ往年下

田開港の條約不容易に上今般彼條約に執ると

御國威疑立に 思召れ且浩長祥後正今度と条

に結ぶに所拍り後患疑測に由言上は執三家以下

浩大名と召に 台令再意に後て有之と上は

任心に交

三月廿六日

傳奏御奏被中宮藤上持系書行字

一 永世安令てと事 勅意し事

一 不拘回神後患等し方畧し事

一 下田條約し事 沙汰容不々遊い最々自然及吳夜

以長靴斗し方防禦し不主と少百成し事

右條し元後て有言上支

一 元後言上し上 勅意難化変し上支

伊勢神宮 神意は相伺定候云一方し事

勢別久居日紙紙以以爲看事一人し事 年六月十七日

徳大寺因去行教 勅使し凡十日能陽宮に去居り申也

元十六日公伊勢系宮不亦成候し人留ふりし云

每政六年四月六月伊勢太神宮下 勅使あり事

以成徳大寺大御多殿 勅使し多々 巫巫利加し由

新傳し候し候し今天皇手後太穀豊饒國礼也

之能し以新傳し由山田し以作親類々業持し為急使

之ん中紙

天子

一 御太刀

一 御弓

一 御洋

一 金銀御幣

一 凡ノ宮下

銀五枚